

身延町大学生等学業継続支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置により、扶養者の収入減、アルバイト先の休業などで、学費や生活費の支払に窮している大学生等に及ぼす影響を緩和するため、当該大学生等に対して支援金及び応援物資（以下「支援金等」という。）を給付する大学生等学業継続支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援金 前条の趣旨に基づき、町が給付する支援金をいう。
- (2) 応援物資 前条の趣旨に基づき、町が給付する食料及び日用品等の大学生等の生活を応援する物資をいう。
- (3) 大学生等 令和 2 年 8 月 1 日現在(以下「基準日」という。)において、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍する者をいう。
- (4) 扶養者 大学生等と生計を一にし、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 266 号）又は各健康保険法に基づき、当該大学生等を被扶養者として認定しているものをいう。

(給付対象者)

第 3 条 支援金等の給付対象者(以下「給付対象者」という。)は、次に掲げるものとする。この場合において、給付対象者は、1 人当たり 1 回に限り支援金等を受給できるものとする。

- (1) 平成 14 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、基準日において本町の住民基本台帳に記載のある大学生等
- (2) 平成 14 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、基準日において本町の住民基本台帳に記録されている扶養者の被扶養者となっている大学生等
- (3) 平成 14 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、基準日において国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に規定する修学中の被保険者の特例に該当し、本町国民健康保険の被保険者である大学生等
- (4) その他町長が認める者

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、給付対象者 1 人につき 50,000 円とする。

(申請受付期間)

第 5 条 支援金等の申請受付期間は、町長が別に定める期間とする。ただし、災害等やむを得ない事由により申請ができなかったと町長が認めた場合は、その限りでない。

(支援金等の申請)

第 6 条 支援金等の給付を受けようとする給付対象者（以下「申請者」という。）は、大学生等学業継続支援事業給付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 大学生等であることが証明できる書類の写し
- (2) 健康保険被保険者証の写し
- (3) 給付対象者名義の振込先の口座情報が確認できる通帳等の写し

2 申請書及び添付書類を郵送で提出する場合は、前条に規定する申請受付期間の末日の消印までを有効とする。

(代理による申請及び受給)

第 7 条 申請者の代理として前条の申請及び支援金等の受給ができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものであって、町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支援金等の給付の決定)

第 8 条 町長は、第 6 条第 1 項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、給付の決定を行う。

2 町長は、給付決定後、給付対象者に対し大学生等学業継続支援事業給付決定通知書兼支援金振込通知書(様式第 2 号)により通知するとともに、支援金等を給付するものとする。

(事業の周知)

第 9 条 町長は、事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請方法、申請受付期間等の概要について周知を行う。

(支援金等の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 10 条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第 5 条の申請受付期間に申請書の提出が行われなかった場合、当該給付対象者が支援金等の受給を辞退したものとみなす。

2 町長が第 8 条第 1 項の規定により給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかった場合で、町長が確認等に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 11 条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金等の給付を受けた者があるときは、支援金等を受給した者に対し、給付した支援金等の返還を求めるものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 2 年 11 月 30 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた支援金等の給付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

大学生等学業継続支援事業給付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

大学生等学業継続支援事業給付決定通知書兼支援金振込通知書

[別紙参照]